



豊監公表第18号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年（2020年）11月30日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

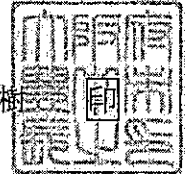
豊中市第1272号

令和2年(2020年)11月10日

豊中市監査委員 様

豊中市長

長内 繁樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘(要望)事項	講じた措置の内容
市民課	◆民間委託された市民課窓口業務について 窓口業務が長年にわたって民間委託されると、その業務を経験した職員、精通した職員がいなくなり、職員が不測の事態に即時に対応できなかつたり、委託業務の履行内容を点検できなかつたりする可能性が大きくなっていくと思われるので、委託業務の履行内容について精通するための	平成29年(2017年)1月から市民課(庄内・新千里出張所含む)の窓口業務の一部を委託化しました。職員が不測の事態に即時に対応できなかつたり、委託業務の履行内容を点検できなかつたりすることが無いよう、職員向けの研修は、年度当初に人事異動者や新規雇用者に対して、業務内容や個人情報保護などをテーマとした実践的な研修を実施しており、今後においても、継続してまいります。

	実践的な研修の実施を検討されたい。	さらに、職員の担当業務を固定化するのではなく、関連する業務の対応が可能となるマルチスキル化にも取り組んでおります。
--	-------------------	---